

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
9月14日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 二
- 道路の区域の変更 (道路整備課) 四
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 四
- 公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) 五
- 公共測量の実施 (監理課) 五
- 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 五
- 選管告示
政治団体の名称等 六
- 政治団体の異動事項 六
- 解散等に係る政治団体の名称等 六
- 資金管理団体の名称等 七
- 公安委公告
契約の締結 七



山口県告示第三百三十号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年九月十四日から同年十月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成三十年九月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部興産株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使用の方法	
	能 (m ³ /日)力	工事着手 年月日 予定	工事完成 年月日 予定	使用開始 年月日 予定
四七ーハ	〇・二五	平成三〇、 一、一、六	平成三〇、 一、二、一五	平成三一、 一、一、一五
備考 「四七ーハ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する分離施設をいう。				

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常	最 大	
四七〇ハ	七	八	九八、五〇〇
	〇・二五	〇・二五	

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排水の汚染状態の値及び排水の量

No.	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
		通 常	最 大	
No.10	排 水 口	七・五	四・三	二〇
No. 8	排 水 口	〃	〃	一三
No. 7	排 水 口	八・三	三・一	〃
No. 6	排 水 口	〃	〃	七
No. 3	排 水 口	七・五	三・五	一五
No. 2	排 水 口	七・二	五・二	〃
No. 1	排 水 口	七・四	一〇・九	二〇

山口県告示第三百三十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年九月十四日から同年十月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆

の縦覧に供する。

平成三十年九月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東洋鋼鈹株式会社
住 所 東京都千代田区四番町二番地の二一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東洋鋼鈹株式会社下松事業所

中和・凝集沈殿処理施設

処理後		変更後	変更前	変更後
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
〃	七・五	〃	〃	〃
〃	九〇五	〃	〃	〃
〃	一三	〃	〃	〃
〃	一九	〃	〃	〃
〃	一〇	〃	〃	〃
〃	三〇	〃	〃	〃
〃	五	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
六・八	六・九	六・八	六・八	六・八
〃	二・四	〃	〃	〃
〃	五・六	〃	〃	〃
五七、二九四	五七、一九四	五七、二九四	五七、二九四	五七、二九四
六八、二二二	六八、一〇二	六八、二二二	六八、一〇二	六八、二二二

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	項目		排水の汚染状態の値	排水の一日当たりの量 (m ³)
			変更後	変更前		
〃	〃	〃	水素イオン濃度 (水素指数)	七・五	〃	〃
〃	〃	〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	九〇五	〃	〃
〃	〃	〃	浮遊物質 (mg/l)	一三	〃	〃
〃	〃	〃	浮遊物質 (mg/l)	一九	〃	〃
〃	〃	〃	浮遊物質 (mg/l)	一〇	〃	〃
〃	〃	〃	浮遊物質 (mg/l)	三〇	〃	〃
〃	〃	〃	浮遊物質 (mg/l)	五	〃	〃
〃	〃	〃	浮遊物質 (mg/l)	六・八	〃	〃
〃	〃	〃	浮遊物質 (mg/l)	六・九	〃	〃
〃	〃	〃	浮遊物質 (mg/l)	二・四	〃	〃
〃	〃	〃	浮遊物質 (mg/l)	五・六	〃	〃
〃	〃	〃	浮遊物質 (mg/l)	五七、二九四	〃	〃
〃	〃	〃	浮遊物質 (mg/l)	六八、二二二	〃	〃

山口県告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年九月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道

路線名 きらら浜沖の原線

道路の区域

山口県告示第三百三十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	備考
	新	旧		
先 山口市阿知須字遠石五〇九の五〇地	最狭 五二・四	最狭 三〇・〇	四九八・八	起点の変更による。

平成三十年九月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 区域の名称
青木町三丁目(1)地区
 - 二 区域の範囲
- 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

市名	町名	地名	番	標柱番号
岩国市	青木町三丁目	九九〇の一		一号
〃	〃	一一二の二		二号
〃	〃	一一二の二		三号
〃	〃	一一二の二		四号
〃	〃	一一二の二		五号
〃	〃	一一二の二		六号
〃	〃	一一二の二		七号
〃	〃	一一五八		八号
〃	〃	九九四の一六		九号



(二〇五) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成三十年五月一日山口県公告(一〇三)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年九月十四日から同年十月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年九月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 プリムールあおい
 - 所在地 山口市葵一丁目三四〇二
 - 二 意見の概要
- 特に配慮を求める事項はない。

(二〇六) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下松市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成三十年九月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量及び出来形確認測量)
- 二 作業の地域
下松市大字末武下及び大字西豊井
- 三 作業の期間
平成三十年九月十日から平成三十一年三月二十九日まで

(二〇七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成三十年九月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市大字末武上字西蓼原
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
光市島田二丁目二三番一〇号
株式会社ファノス



平成三十年九月十四日

山口県選挙管理委員会委員長

田中一郎

山口県選挙管理委員会告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十年九月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者		その他の事項	備出日（年月日）
				氏名	公職の種類		
大内一也ビジョン探究会	大内 一也	藤岡 芳子	周南市新宿通2丁目/4	大内 一也	衆議院議員	政治資金規正法第19条の7号に定める関係政治団体第2号に該当	平成29、11、9
藤田政策研究会	藤田 時雄	加藤 寿彦	下関市山の口町4番9号	藤田 時雄	〃	〃	〃 〃 2

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出日（年月日）
山根善夫後援会	橋本 久男	山根 善夫	熊毛郡上関町大字祝島の8	〃	平成29、11、30
吉村祐太郎後援会	吉村祐太郎	吉村祐太郎	防府市大字上右田/756	〃	〃 〃 17

山口県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

政治団体の名称	代表者の名	異動事項	異動内容		備出日（年月日）
			新	旧	
民進党山口県第1区総支部	西嶋 裕作	代表者 西嶋 裕作	国会議員関係 政治団体以外 の政治団体	大内 一也	平成29、11、29
民進党山口県第3区総支部	〃	代表者 国会議員関係 政治団体の区分	国会議員関係 政治団体以外 の政治団体	坂本 史子	〃 〃 〃
民進党山口県第4区総支部	〃	代表者 国会議員関係 政治団体の区分	国会議員関係 政治団体以外 の政治団体	藤田 時雄	〃 〃 〃
藤田ごうじ後援会	藤田 剛二	事務所 山陽小野田市大字小野田6289の1	国会議員関係 政治団体以外 の政治団体	山口市泉町/山口市河原町4番5号	〃 〃 28
渡辺純忠後援会	山本 伸雄	〃	〃	〃	〃 〃 /

山口県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十年九月十四日

山口県選挙管理委員会委員長

田中一郎

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日

岡崎功後援会	松岡 義典	岡崎 泰江	長門市日置E3720の2	平成29、19
金崎修二後援会	花谷 正浩	伊藤 健治	〃 仙崎2616の2	〃 〃 2

山口県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十年九月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称	管理団体の主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備付金(指入)の年月日
大内 一也	衆議院議員	大内一也ビジネス探究会	周南市新宿通2丁目4	大内 一也	平成29、1
藤田 時雄	〃	藤田政策研究会	下関市山の口町4番9号	藤田 時雄	〃 10、27



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成三十年九月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
指紋自動識別システム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成三十年七月三十一日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目一五番三号

六 落札金額

二億八千七百七十万四千二百二十四円

七 入札公告日

平成三十年六月十九日

八 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 調達方法
借入れ
- (三) 落札方式
最低価格

平成三十年九月十四日印刷

発行人所

山口県知事